官

〇農林水産省令第三号

施行規則の一部を改正する省令を次のように定め第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)

平成二十九年一月十六日

農林水産大臣 山本 有二

種」を加える。種物防疫法施行規則の一部を改正する省令を加えとロセレウス・コスタリケンシスとの交雑が、この下に「及びヒロセレウス・ウンダーツスとヒロセレウス・コスタリケンシスとの交雑が、この下に「及びヒロセレウス・コスタリケンシスとの交雑が、このでは、では、いるのでは、いるでは、いるのでは

則

この省令は、公布の日から施行する。